

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直し に関する意見の募集結果の概要について

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しについて、御意見を募集したところ、1,652件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要については、以下のとおりです。

1. 募集期間

令和元年6月13日(木)～令和元年6月24日(月)

2. 意見数

1,652 件

3. 主な内容

No.	御意見の概要	内訳
○緊急避妊薬関係		1528 件
1	オンライン診療における緊急避妊薬については特段の条件を設けず処方すべき。	
2	オンライン診療における緊急避妊薬については手続きを簡略化すべき。現状案では極端に利用のための条件が多く、制度利用が不可能に近い。明らかにアクセスが現状より悪くなるのではないか。	
3	研修を受けた薬剤師が近くの薬局にいない、最寄りの薬局に在庫がない、又はGWや年末年始など調剤薬局が営業していない場合や、性被害を受けて対人恐怖などがある場合には、薬局で対面の上、内服するのは困難。院内処方を禁止しないでほしい。	
4	薬剤師の前での服用ではなく、服薬する時間の制限や薬局で飲むことを促す程度にすべき。	
5	性被害を受けた女性を警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつなげることを促すことは必要であるが、まずは診療と処方を行うことを明記してほしい。	
6	緊急避妊薬を必要とするより多くの人への情報提供のための広報を考えるべき。	
7	緊急避妊薬は市販化すべき。(他国との比較におけるご意見多数)	
8	海外で緊急避妊薬を市販化している国でも中絶率が低くなったというデータは出ていないため、今回の方針で改定すべき。	
9	女性の健康に関する相談窓口等として女性健康支援センター、婦人相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを例示しているのは賛成。相談窓口等として適格とされる団体の要件を明示すべき。	
10	オンライン処方されることによる懸念事項、例えば女性が緊急避妊薬を適切に使用できないのではないかなどは、教育で啓発すべき。	

11	緊急避妊薬の検討時は検討会構成員の男女の比率を合わせるべき。 (女性の意見が十分に反映される構成にされるべき、年齢層も若年者を入れるべき)	
○セキュリティ関係		6件
12	IoT 機器に接続された状態に対し、サイバーセキュリティ対策が必要なのではないか。	
13	学生や若年者の場合、本人確認書類の提出は、柔軟に応じるようにすべき。	
14	医師が行うべき対策（共通事項）について、セキュリティリスク等の内容も明記すべき。	
15	患者がいつでも医師の本人確認ができるよう、必要な情報を明確に掲載すべき。	
○遠隔健康医療相談関係		6件
16	「患者個人の心身に応じた必要な医学的助言」と「相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的判断を伴わないもの」の相違が明らかでなく、遠隔健康医療相談（医師）の該当性の判断が困難ではないか。	
17	遠隔健康医療相談（医師）の定義は、医師側でコントロールできる事情のみでその要件を構成すべき。	
18	遠隔健康医療相談（医師以外）の定義について明確化すべき。	
○研修関係		10件
19	医師の研修やセキュリティ要件、他職種が関わるオンライン診療のあり方など、見直しは引き続き検討を行うべき。	
20	実効性ある医療従事者の研修体制を早急に整備すべき。（緊急避妊薬について）医療従事者の研修に患者（望まない性交をした者）の心理状況についての内容を含むべき。	
○その他関係		102件
21	D to P with N の範囲を看護師等から他職種にも広げるべき。	
22	地理的に診療が難しい人のアクセシビリティを担保すべき。	
23	今回の指針改定について、まずは賛同。実績が積み上がり、今後うまく運用できる体制が整った後、再度指針改定の検討をすべき。	